



グローバル
ユニバーシティへ、
第二の建学

早稲田大学 消費者金融サービス研究所

Institute for Research on Consumer Financial Services
Waseda University

公開シンポジウム

報 告 書

平成17年3月16日(水)

サンケイホール

CONTENTS

はじめに.....P.1	基調講演資料.....P.11
基調講演.....P.3	ワーキングペーパーのご紹介.....P.20
パネルディスカッション.....P.7	アンケート集計結果.....P.22

はじめに

ごあいさつ

早稲田大学のプロジェクト研究所である「消費者金融サービス研究所」の公開シンポジウムは、今回で5回目を迎えました。

金融サービスを取り巻く環境は大きく変化しています。不良債権問題が終息しつつある今、将来を見据えた金融システムの活性化は急務です。金融のIT化とそれに伴う経済のグローバル化等、これまでの金融システムでは対応しきれない状況にあります。また、その主役となる消費者には選択できる情報および保護が適切に与えられなければなりません。

今回のシンポジウムでは、昨年12月に金融庁より発表された「金融改革プログラム」を受け、公正かつ透明な市場創造に向けて日本の金融サービスがどのように変わっていくのか、さらにその中の消費者金融サービスのあり方について、英国の消費者信用法改正の取り組みなどを参考に検討いたしました。当日は様々な分野から多数のご出席をいただき、盛会のうちに終了いたしました。

この度、その際の講演およびパネルディスカッションの内容が報告書としてまとまりましたので、当日ご来場されなかった方々を含めまして、本報告書を通じてシンポジウムの様子がお伝えできればと存じます。

当研究所の研究が、今後のより健全な市場形成の一助となれば幸いです。

早稲田大学消費者金融サービス研究所

所長 江夏 健一

早稲田大学消費者金融サービス研究所とは

これまでコーポレート・ファイナンスについては多くの研究がなされてきていますが、個人（消費者）を対象とするパーソナル・ファイナンスに関してはほとんど学術的な研究がなされていません。金融ビッグバン以降の消費者金融サービスの在り方については、他業種からの新規参入、新商品・サービスの開発、新たな資金調達方法、新規チャネル展開、貸し渋り問題、規制金利問題、倫理の制度化、個人信用情報の保護、多重債務や

自己破産の急増など解決すべき問題が山積みされています。

当研究所では、これらの諸問題について経済、産業、経営、消費者、諸外国の事情といった側面から学際的・国際的に調査・研究を行うとともに、大学・大学院における消費者金融サービス関連講座の開設支援および教材作成、ワーキングペーパー、モノグラフの発行、シンポジウム、講演会などを行っています。

実施概要

早稲田大学消費者金融サービス研究所 第5回 公開シンポジウム



平成17年3月16日(水) サンケイホール



テーマ 「金融サービスにおける市場原理と競争基盤」－公正かつ透明な市場創造に向けて－

主催 早稲田大学消費者金融サービス研究所

協賛 社団法人金融財政事情研究会

内容

開場	12:30
開会挨拶	13:00
基調講演Ⅰ 英国公正取引庁(OFT) デビッド・ベケット	13:10～13:55
基調講演Ⅱ 早稲田大学ビジネススクール 西村吉正	14:05～14:50
パネルディスカッション	15:00～17:00
閉会挨拶	17:00



● 英国における消費者信用規制の改革

経済に欠かせない 消費者信用の近代化

消費者信用が国民生活に定着し、発達している国として、欧州では、イギリス、ドイツ、フランスが挙げられる。仕組みは国ごとに異なるが、いかに消費者保護の徹底を図るかでは、各国とも思いは同じ。市場規模が欧州最大のイギリスでの改革が注目されている。

ディビッド・ベケット (英国公正取引庁)

● 略歴

英国 公正取引庁 (Office of Fair Trading) 消費者保護規制・取締課

OFTでは、主として、消費者信用規制改革に従事。そのほか、投資市場・証券取引所、決済システムにおける競争問題(透明性とイノベーション)にも携わる。

英国では現在、1974年に制定された消費者信用法の改正が進められている。改正法案が議会で審議中で、今年4月に国王の裁可を受け、2006年4月から施行される予定だ。ここでは、その改革の背景と新制度のポイントを解説する。

なぜ、改革するのか

改革の背景の第一は、消費者信用法が制定以降、時間の経過とともに内容の一部が陳腐化してしまったことだ。第二に、クレジットは消費者支出の面で、英国経済全体に大きな貢献をしている(後で議論するように、クレジットにはマイナスの側面もあるが)。第三に、クレジット規制は市場の変化に対応できるように柔軟でなければならない。優れた法律であっても、必要となればいつでもそれを見直し、改革していく姿勢が必要ということだ。

法改正に向けた議論をまとめた英国貿易産業省の白書「21世紀の消費者信用市場～公正、透明かつ競争的な市場を求めて」(05年4月、本白書の邦訳は東洋経済新報社から出版)でも、「消費者信用法は、その後の市場の急速な発展により、クレジットの利用者および供給者のニーズを完全に満たすものではなくなってきている」と指摘している。

この30年で、何が変わったのか。71年には、英国にクレジットカードは一つしかなく、融資残高も約3,200万ポンドの規模でしかなかった。それが今では、約1,300ものクレジットカードがあり、残高規模も約500億ポンド近くになっている。こうした市場規模の拡大とともに、消費者の期待も大きく変化し、商品やサービスを即座に手に入れたいと望むようになってきている。クレジットが消費者の生活水準向上のための手段を提供していることは疑いようはなく、賢明に活用することで、家計の変動を平準化する有効な手段にもなる。さらに、クレジットに支えられた消費者支出が増えることで、結果的に英国経済の成長を持続維持させている。



イギリスの改革を紹介するベケット氏

逆に、クレジットの問題点は何か。たとえば、英国には年収5,000ポンド未満の低所得層を対象とした高金利のクレジットカードもあって、果た

して、それを利用することが彼らにとって正しい選択かどうか。実際に、一部の人は、過重債務状態に陥っており、今後、好調なマクロ経済が変調をきたし、失業率や金利が上昇したら、過重債務状態にある人たちの多くは耐えられないと考えられる。

新制度の改正点に入る前に、消費者信用法そのものの問題点に触れておこう。英国では、消費者信用ビジネスは免許制になっている。免許制は正しいアプローチと思われるが、正当な業者が自由にビジネスを行なえるようにする一方で、問題のあるセクターや業者をより有効に取り締まれるような制度に変えるという点があげられる。

また、不公正なクレジットに関する規定が、必ずしも消費者保護につながっていないという問題もある。情報の非対称性のために、消費者はサインしたクレジット契約書の重要な部分を完全に理解することが困難であった。

こうした問題点を踏まえたうえで、英国のクレジット市場がこれからも活力を持ち続け、しかもイノベーティブであり続けるようにするのが、消費者信用法の改正が目指すところである。

新制度の中身

改正法案における提案は、四つの重要な領

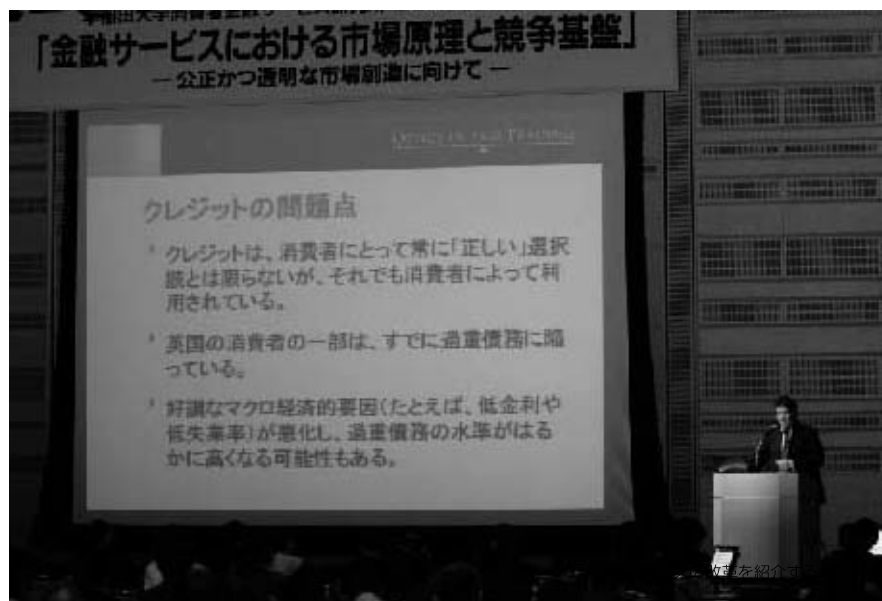
域から成っている。第一に免許制度の改革、第二に不公正な関係に関する規定の改善、第三に裁判外紛争解決(ADR)、そして第四に透明性の向上である。

現在、免許の申請者は、クレジット・ビジネスの特定カテゴリー(たとえば、債権回収、貸し付け、またはハイパーペース)のみのビジネスを行なう場合でも、すべてのタイプのビジネスを行なえる免許が付与される。改革後には、申請者はクレジット・ビジネスの11のカテゴリー(現行の九つに「債務管理」と「信用情報サービス」が追加される)から、少なくとも一つを指定する必要があり、免許申請者の適格性に関しても、免許申請者のスキル、知識および経験を評価して、申請者の将来の能力を見極めることとした。

公正取引庁(OFT)は、不適格な免許保有者に対して新たな要件を課す権限を有するようになり、また、懸案事項に対処するためのより強い指導権限を行使できるようにした。同時に、免許保有者に対する情報収集権限は、現在は非常に弱いが、新制度のもとでは、OFTは、情報収集のために、立ち入り検査もできるようになる。ただし、立ち入り検査は、裁判所からの許可が出た場合のみ認められ、そのうえで、要件に違反した業者に対して、OFTは罰金を科すことができるようにした。

次に、不公正な関係についてだが、これまで消費者が不当クレジットだと訴えても、裁判で勝つことはほとんどなかったが、それは裁判所が、保守的に消費者信用法を解釈していたためであり、これを是正するため「不公正な関係」という概念が新たに導入されることとなる。これにより裁判所は不当クレジットに関する問題だけでなく、その他のあらゆる不公正な側面についても検討できるようになる。たとえば、消費者が商品を無理やり押しつけられたと思った場合には、裁判所はその商品が適切に販売されたかどうかを検討できることになる。

またADRでは、現在、英国にある金融オンブズマン・サービス(FOS)が対応しており、ここでは、あらゆる消費者信用に関わる苦情を取り



扱うことができる。裁判所をあまり利用したくない国民性を考えると、理にかなったやり方だと考えられ、しかも消費者は無料で利用できる。

これからの課題

上限金利は、英国でもいまだ議論の対象である。消費者信用法の改正に関する下院での審議において、何人かの議員は、上限金利に関する規定を導入すべきだと提案し、貿易産業省でも、この問題を真剣に受け止め、以下の調査が行われた。①上限金利は他の国ではどのように適用されているのか。②上限金利がクレジット市場全般にどのような影響を及ぼしたか。③上限金利が社会的に弱い消費者の利用可能性にどのような影響を及ぼしたか。④上限金利がクレジットのコストにどのような影響を及ぼしたか。

調査の結果として、上限金利が適用されている国では、商品のバリエーションが少ないことがわかった。とくに、低所得者層が利用できるような商品がなかったり、あるいは利用できるものが限られていることが判明した。また、違法な貸付業者の利用が多い傾向にあり、消費者にとっては、金利以外のコスト(たとえば、遅延損害金)負担が増加していた。その一方で、金利が上限金利に近づく傾向にあるという証拠はなかった。

政府は改革法案のなかに上限金利を定めないことを決定したが、この決定は、不公正な関係に関する規定、クレジット紛争に対するADR、強化された免許制度、違法な業者の取り締まり、クレジットにおける社会的疎外に関する取り組みなど、他の改革提案とのバランスを取る必要がある。

英国における過重債務問題は、これまでの調査では、大きな問題にはなっていないが、失業率や金利が上昇すれば、深刻な債務問題を抱える消費者を大幅に増加させようという懸念がある。そこで、消費者が過重債務にならないように予防策をどう講ずるかという戦略アプローチと、過重債務に陥ってしまった消費者の救済プログラムに、政府は同時に取り組んでいる。

簡単に言えば、このプログラムは消費者に対しては、金融に関する能力を授け、負担可能なクレジットへのアクセスを改善し、アドバイスを提供し、貯蓄を促すことを、業者に対しては、責任ある貸し付けの実行を促すことを、政府に対しては、影響を受けた人に対する制度や支援を提供することを目指している。■



● 金融における公共性と活力のジレンマ

貸金業の「一般金融化」は規制強化になるのか

西村 吉正
(早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科教授)

● 略歴 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授・財務省総合研究所顧問。
大蔵省入省後、欧州共同体 (EC) 日本政府代表部参事官、大蔵省銀行局長、
スタンフォード大学特別客員研究員を経て現職。

「銀行は私企業か」。銀行法第1条に、銀行法の目的が書かれている。

「この法律は、銀行の業務の公共性に鑑み、……国民経済の健全な発展に資することを目的とする」。銀行あるいは金融は、ほかの産業と違って非常に公共性の強いものだということが強調されている。つまり、「銀行は私企業か」の問いに対して、「私企業ではない」と答えているのに近い。銀行は公共性が強く、国民経済の健全な発展に資する、そういう存在、と規定されている。利潤追求の前に、まず第一に、公共的な存在であるべきというわけだ。

公共性とは何か

公共性とは、何を意味するのか。「金融は経済社会のインフラストラクチャーである」という言い方に、その答えが示されている。

第一に、「信用の維持」。決済機能のことである。銀行は、信用秩序の媒体として決済機能を営む、それによって、経済活動は円滑に回転する。第二に、「預金者の保護」。国民から預かった財産をきちんと保全し、適度の金利を払う。第三に、「金融の円滑」。社会に対して資金供給することで、貸し渋りをするようなことがあってはならない。

では、そのような性格をもつ金融業の代表た

る銀行とは、具体的にどういうものなのか。それは、銀行法第2条に規定されている。

決済機能という重要な業務を営むものは、預金や貸金をしなくても、それだけで銀行であるとされている。もう一つは、預金の受け入れと資金の貸し付けを同時に扱っているところも銀行という。決済機能も一緒に営んでもいいわけだが、預金を受け入れることと貸すことはワンセットで銀行の要件とされる。逆にいうと、お金を貸しているだけでは、金融の主役である銀行にはならない。そこには、伝統的にお金を預かることのほうが、お金を貸すことより公共性が高いという考え方がある。

ノンバンクという言葉がある。ノンバンクとは何か。「銀行」ではない。つまり、最も重要な金融機能、決済機能や預金受け入れ機能を果たしていない、お金は貸しているが、お金を預かることをしていないところだ、という気持ちが込められている。

意外に感ずるかもしれないが、日本では、消費者金融業に対する規制が極めて緩やかだ。日本の金融の伝統的考え方では、銀行は公共性が強く、私企業ではない、とし、その一方で、貸金業については、私企業であるという当然の前提に立っている。それは、銀行と違って、消費者金融業が市場原理に最も則って営まれている金融の世界であることを意味している。



金融の公共性につき講演する西村氏

一方、銀行に対しては、公共性維持のため、厳しい制度が設けられている。新規参入の制限。勝手に、銀行業をしてはいけない、非常に厳しい審査を通ったものだけが免許を得る。次に、業務分野の制限。そして、商品価格にあたる金利規制などである。

こうした厳しい制度は果たして、利用者のためなのか、事業者のためなのか。業界のエゴのためにやっていると思われがちだが、本来はそうではない。規制によって、金融事業者の経営の安定を図る。その経営の安定性を通じて、利用者の利益を図るという考え方に立っている。しかし、それを続けていると、過度の安定性重視、いわゆる護送船団方式になって、結果的に、金



融は活力を失い、国際競争力を失う。それは、利用者のためにならない。業界のエゴのための制度になってしまう。そうなってしまっていた、というのが、日本の金融行政の反省であって、80年代半ばから、金融の自由化、国際化ということが、大きなテーマになった。

今までは護送船団方式で銀行は一つも潰さない、潰れないようにしようとしてきた。それが、95年頃になると、どうもそれでは済まなくなってきた。銀行といえども、破綻処理しなければいけない。そこで銀行は倒産させるが、預金者には迷惑をかけない、国民には迷惑をかけないという意味で、ペイオフを凍結（預金は上限なしで政府が保証）した。

常態への回帰

そして今、05年度はどういう年か。「常態への回帰」の年である。まさに戦時から平時への回帰、その証左が4月のペイオフ全面解禁（預金は1000万円の限度で政府が保証）、ゼロ金利の解除、定率減税の廃止である。金融行政も、規制色の強い金融危機への緊急避難措置から、自由な競争や経営者の判断を尊重する方向へ転換しようとしている。

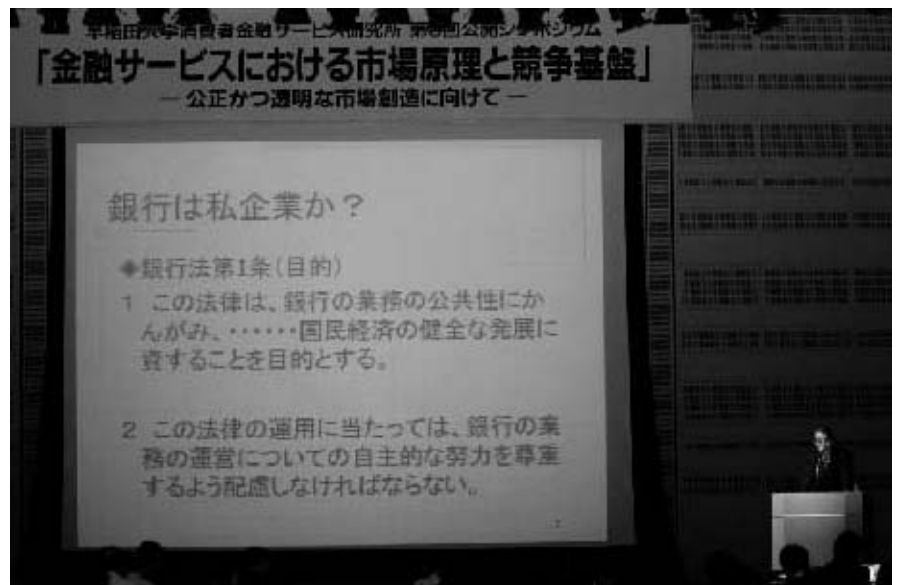
そこでは、二つの矛盾した気持ちが表面化することになる。平時に復帰したのだから、これから一層自由化を進める、規制緩和を進めな

ければならないとの思い。その一方で、「衣食足りて礼節を知る」というわけでもないが、世の中が落ち着いたのだから、改めて本来の公共性という価値をもう一度見直してみる必要があるのではないか。その意味で今、新しい金融のあり方、金融のレーゾンデートルというものが問われている。

こういう環境のなかで、消費者金融の課題は何か。銀行とは違って、制度の枠組みそのものは極めて市場原理に基づいて成り立っている自由な世界である。それがグローバル化、一般化する、別の言い方をすれば、ほかの金融の世界と同じようなルールの中かで運用されるとなると、全体としては、銀行などと逆の方向に、「規

制」ないし「ルール」が強化される方向になる可能性もある。

たとえば、金融コングロマリット論議では、銀行も証券会社も保険会社も、いろいろな仕事ができるようになる。そこに消費者金融が入っていくようにするならば、「共通のルール」の規制を受けることになり、すなわち、消費者金融にとっては、意外にも、規制が強化される結果になることも考えられるのである。■





求められる 市場原理と規制のバランス

基調講演を踏まえ、金融の専門家、消費者、そして行政の立場から、消費者金融の課題と解決策について議論してもらった。それは、情緒的ではなく、事実に基づいた議論で「明日の消費者金融」の姿を探ることもである。



パネリスト

英国公正取引庁
デイビッド・ベケット

消費者保護規制・取締課で、消費者信用改革に従事



パネリスト

社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 副会長
玉本 雅子

神奈川県消費生活センター相談員、川崎消費者問題研究会会長などを経て現職



パネリスト

野村證券金融経済研究所
シニアアナリスト
(現名城大学経営学部助教授)
前田 真一郎

野村総合研究所、米国野村證券などを経て現職



パネリスト

金融庁監督局
銀行第2課金融会社室長
橋本 元秀

大蔵省銀行局、同大臣官房、金融庁総務企画局などを経て現職



モデレーター

早稲田大学大学院
アジア太平洋研究科 教授
西村 吉正

大蔵省(現財務省)銀行局長、スタンフォード大学特別客員研究員を
経て現職



モデレーター

早稲田大学
商学学術院 教授
坂野 友昭

消費者金融サービス研究会常任理事、早稲田大学消費者金融サービス研究所 副所長

坂野 手元に、ひとつのアンケート結果があります。消費者金融の世界で、「消費者の保護、利便性の最大化を目指し、公正、透明かつ競争的な市場フレームワークを確立するためには、何が重要ですか」との質問に対して、「上限金利のあり方」が16.4%と最も多く、次いで、「違法業者の取り締まり」「個人情報保護」「消費者教育」でした。

ベケットさんの基調講演では、1974年に制定された消費者信用法を金融実態に合わせた形での改革について紹介してもらいました。残高が増えるとともに、過重債務(日本では多重債務という)、違法業者などの問題もあって、改革は、消費者金融のマイナス面をどう最小化し、プラスの面をどう最大化していくか、ということになると思います。

西村さんの基調講演は、銀行を代表とする金融の世界では、従来、過度に公共性が強調されてきた、しかし最近では私企業としての市場原理に基づく活動が重視されている。これに対しノンバンクは、むしろその逆。金融業界の垣根が低くなってくると、ノンバンクにも一般の金融

システムの一部として公共性が求められる。これからは金融全般としては規制緩和の流れの中で、消費者金融については規制強化の可能性もある、ということでした。



「事実に基づいた議論を」と坂野氏

まず、アメリカの消費者信用市場に詳しい前田さんに、日本の消費者金融市場にはどんな問題があるのか、についてお話しいただけます。

消費者金融の課題とは

前田 投資家や株式市場の動きを見るなかで考えていることを3点、お話しします。

第一は、市場原理の導入は不可欠だ、という認識です。ただそれには、良い点と悪い点があります。良い点の一つが、アメリカ住宅ローン

市場の発展です。この市場には、ローンの証券化業務を引き受ける会社、それをさばくセカンダリマーケットがあって、最後に投資家がいる。これによって、アメリカの銀行や住宅モーゲージ会社は大体住宅ローンの貸し付け利ザヤを3%ぐらい取れている。日本では、競争原理があるといっても、住宅ローンの金利は1%ぐらいが普通です。

悪い点もあります。そうした証券化を仕事としている会社で粉飾決算がありました。つまり、市場原理を徹底して、株主の期待に応えようとするあまり、内部統制がうまくいかないことがあることが明らかになりました。過度に市場原理のみに頼っていくと、いろいろな弊害が起ってくる。やはり、バランスが重要ではないかというのが、一つ目です。

第二は、金融コングロメリットと金融機能の分化が、これからの一つのキーワードだと思います。日本でも始まっている金融機関のコングロメリット化と、金融機能の分化は相容れるものだと考えています。こうした機能分化の流れのなかで、日本の消費者信用、あるいは消費者

金融業界がどう位置付けられるのか。その点ではまだ、日本は過渡期にあると思います。ただ、消費者信用の独自のデータベースないしノウハウを考えると、市場では十分に存在意義があります。



「市場原理の導入」と前田氏

第三は、商品販売方法の変化です。よくいわれるワンストップ・ショッピングは、言うほどやさしくはない。アメリカでも、ほとんど成功していません。大事なことは、顧客が本当に必要だと思うような商品あるいはサービスを、消費者の視点できちっと提供できているか、です。

坂野 次に、消費者の立場から、玉本さんをお願いします。

玉本 金融業界は今、大きく変化しているため、消費者はどう、それを使いこなしたらいいのか、悩んでいるのではないのでしょうか。私たちの団体には、年間4000件ほどの相談が寄せられます。その10%ぐらいが金融に関するもので、貸し過ぎ、借り過ぎという多重債務の問題、また、なじみのない商品を戸惑いながらもつい買ってしまい、消費者被害に巻き込まれるといったことなどです。

販売方法では、金融商品販売法が2001年に施行され、金融商品を販売する場合、適合性の原則、説明責任などが守られなければならない。けれど、消費者のニーズとか、その人の持っている金融知識をまったく斟酌しない商品を勧めることがあるのが実態ではないかと思います。「銀行は信用できる」という消費者の強い思いがあるなかで、銀行でこれまでと違った金融商品も売られるようになって、消費者は戸惑っている。

現在、金融プログラムのなかで、消費者保護に関して、販売体制の充実とか経済教育の拡充などが言われていますが、これからの市場原理という流れのなかで消費者保護をどうしていくのかということでは、やはり、ある程度の規制が

避けられないと思います。それには、金融サービスすべてにかかわるおもとのルールをまずつくり、そのうえで、個別の業態ごとに細かいことを決めていく。金融の自由化、金融の規制緩和のなかであるからこそ、そうしたルール化が必要だと思います。



わかりやすさの大事さを説く玉本氏

加えて、やはり消費者と、売り手、貸し手の間には、非常に情報量の格差、交渉力の格差があります。金融サービスでは、こうした格差を十分配慮していかなければいけない。現状は、わからないがゆえに、なじみのないがゆえに、トラブルに遭ってしまうケースが多いと思います。

坂野 橋本さんには、行政の立場からお願いします。

橋本 まず、法令順守の徹底、を申し上げたい。03年7月に、貸金業規制法の大幅な改正がありました。かつては、登録を受けずに金融を行なう者を「闇金融」と言っていました。最近では、登録を受けている業者であっても、高金利の貸し付け、暴力的な取り立てを行なう、これも「闇金融」と呼ぶようになってきました。その闇金融が社会問題となり、闇金融対策法が制定されました。



「まず法令順守の徹底を」と橋本氏

内容は、登録審査の強化、登録要件の厳格化が一つ目のポイント。つまり、闇金融業者が登録制度を悪用することを防止する。

二つ目は、無登録業者は、広告・勧誘をしてはいけなくなりました。広告もしてはいけなくなり、チラシ広告などは法律違反の証拠書類になるわけで、そういう意味で摘発をしや

すくなります。

三つ目のポイントは、取り立て行為規制の強化です。どういうケースが法律違反に当たるのかが、具体的に法律に明示されることになりました。

こうした改正貸金業規制法施行の効果ですが、たとえば、闇金融の苦情件数（全国）は03年7～9月をピークに減少しています。また、登録要件の厳格化で、登録件数自体も減少しています。

しかしながら、苦情件数は減ったとはいえ、かなりの数に上りますし、最近の闇金融には、かなり巧妙化している、悪質化しているものがあります。たとえば、「金融庁の指導で債務の一本化を図っている」と、金融庁の指導を受けた業者をかたる手口なども出てきています。闇金融については、引き続き十分な注意が必要だと思っています。

貸金業者はまず、自ら法令順守の徹底を図ると同時に、業界から闇金融を排除することが必要だと考えています。

調和をどこで取るか

坂野 ここまでの問題点の指摘を聞かれて、ベケットさんにコメントをお願いします。

ベケット 英国で既存の法律を改革しようとする理由の一つは、バランスの取れたアプローチを維持しつつ、現行の法制度の欠陥や短所を解決する必要があるからです。われわれは、バランスの取れた、しかし同時に、市場の自由をかなり認めることで、消費者を公正に扱い、消費者が望む商品を提供するイノベティブな消費者信用市場を生み出すような規制制度を確立することを意図しています。こうした枠組みのなかで、消費者金融業者による高い水準の法令順守も期待できるとともに、業者にとってもクレジット・ビジネスは魅力的な仕事であり続けると思います。

業者の意欲をそいだり、業者を市場から駆逐することがわれわれの意図するところではありません。バランスの取れた制度を築くのであれば、いかにして消費者を保護するかということも考慮に入れなくてはなりません。理想の目標は、すべての当事者にとって受け入れられるよ

パネルディスカッション

うな制度を作ることです。ただ、誰もが無制限の自由を謳歌することはできません。

上限金利が有効であるのかどうかについては、多くの方が対立する見解を有しているので、クレジットに関連するほかの問題と並んで、議論が続いていくことになると思います。

坂野 西村さん、コメントをお聞かせください。

西村 自由か、規制かといったテーマは、お父さんに聞いたときと、お母さんに聞いたときで、ずいぶん答えが違うものです。お父さんに聞くと、「仕事のやり方をもっとやりやすいようにしてくれないと困る」となる。つまり、規制の緩和であり、自由化ということです。ところが、お母さん——と象徴的に言っているわけですが——に聞くと、「何でもありのような社会になるものだから、とても世の中が不安定、不安になる。もう少し、ルールをきちんとしてもらわないと、安心して暮らせない」。こういう苦情が一方において出てくる。これは規制強化です。それぞれの言い分は、よくわかる。問題の核心は、その両方の要素を、どこで調和を取ったらいいのかということだと思います。

調和を取る方法論

坂野 次に、みなさんにご指摘いただいた問題点を、どう改善するかに移ります。

前田 バランスが重要であることはわかるのですが、バランスの落とし所が非常にむずかしい。改善点になるかどうかわかりませんが、まず、先ほど指摘した金融機能分化の進行です。自由になんでもできるといっても、それぞれの競争は厳しく、金融会社は得意な分野に特化していくのかな、と考えています。また、金融業がサービス業化していくなかで、きちんと消費者ニーズに合わせたような対応をしていかないと、金融会社側も生き残れない時代になっています。

これからは、誰でもが、何でも売れる時代になっていくと思いますが、そのなかで、消費者がどういうニーズを持っていて、そのニーズにいちばん適する商品提供をしていく。こうした、当たり前のことをしていくなかで、落とし所が見えてくるのだと思います。

玉本 金融商品については、やはり普通の商品

並みの、見て消費者がわかるような表示をしていかなければならないと思います。商品の特性とか、金利も簡単に比較できるとか、も含めてです。また、トラブルの救済では、現在、業態ごとにADRという裁判外紛争解決機関ができていますが、金融サービスということで考えるならば、個々の業態でADRを実施するのではなくて、横断的なADRがどうしても必要だと思います。売るほうがワンストップ・ショッピングを言うならば、トラブルについても、ワンストップという形の窓口が必要ではないでしょうか。

橋本 真の利用者本位は何かということを考えて、経営することが必要だと思います。では、利用者本位とは、どういうことなのか。例えば適正と信、説明責任、そして、カウンセリングがポイントです。

そもそも、貸金業規制法13条には、過剰貸し付けを禁止する条項があります。しかし、最近の自己破産の状況を見ますと、03年で約24万件、04年で約21万件に上っています。多重債務問題の深刻さを考えると、この数字は重大なことです。だからこそ、適正と信は重要な課題です。

説明責任については、例えば保証契約を締結する場合であるとか、公正証書の作成を前提とした委任状を取得する場合には、その法的な効果であるとか、リスクについて、最悪の場合どうなるのかといったことも含めて、十分な説明をする必要があります。

三つ目のカウンセリングについては、貸金業規制法を改正しても、またいろいろ手立てを講じて、自己破産であるとか、多重債務は、なくなることから、それに対して、社会全体がどのようにケアをしていくのかということは、重要な問題です。それも、単に債務を整理するだけではなく、根本である生活について、どのように改善していくのか、また心理面、そういった面も含めて、債務者のトータルなカウンセリングが必要ではないかと思っています。

市場原理がまずありき

坂野 論点を整理すると、前田さんから指摘いただいた市場原理の導入、基本的には市場に任せられた方が消費者の保護につながるのかどうか。

前田 市場原理は価格競争に結びつき、消費者にとっては、いい商品を比較的リーズナブルな価格で買えるような、そういう基盤をつくっていくはずなので、競争原理が消費者の利点にもつながるという考えは間違いはないと思います。

玉本 日本でも、免許制度を取り入れて、事業者をまず入り口のところできちっと絞り込む。これは規制強化に当たるとは思いますが、入り口を通ったなかでは健全な事業者にできるだけ自由に業務をさせるようにしたらいいかと思っています。上限金利についても、上にいくのか、下にいくのかについても、そうした健全な事業者間での議論が必要だと思います。

西村 今の日本の大きな流れとしては、たとえば証券会社は昔は免許制だったのですが、いまは登録制になっています。そういう意味では、全体としては、なるべく広範囲の人が自由に仕事ができる方向で金融制度をつくっていかうというのが日本の方向です。貸金業についても、やはり同じ考え方でやっていくほうがいいかと思っています。

ただ、ルールを守ってもらうために、どう工夫が必要かについては、知恵が必要でしょう。それは、必ずしも皆さんの仕事がやりにくくなるように厳しい枠をはめるという意味ではなくて、正直者が損をしないような仕組みです。それを、考える必要はあります。



「規制と自由の調和」と西村氏

ルールについてですが、消費者金融の分野でむずかしいと感じるのは、金利規制がどういう意味を持っているのか、何のためのものなのか、ということで、おそらくもう少し詰めた議論をする必要があるかと思っています。私個人の考え方としては、そここのところの意義を明確にすれば、必ずしも、金利引き下げという一方的な方向ではなくなるかと思っています。

橋本 消費者金融について、消費者側から強い懸念がある理由の一つは、消費者金融につ

いての特殊性があります。つまり、消費者金融サービスは、返済を終えないと関係が終わらない、安易なことで始めてしまうと悪循環が起ってしまうのではないかと懸念が、消費者側に強くある。市場原理が導入され、利便ばかりよくなっても、その利便が落とし穴になってしまうような、そういう人もたくさんいる。そうならないようにしてくださいというのが、消費者側の強い意見ではないでしょうか。

坂野 最後にベケットさん、これまでの議論および基調講演で言い残したことがございましたらお願いします。

ベケット 英国に関しては、上限金利を導入することによって、より多くの社会的に弱い人々(しばしば高金利の商品を購入せざるを得なくなってしまう)が、これまで以上に保護されることになるとは考えていません。そうはいっても、英国でも多くの関係者が、上限金利により社会的に弱い消費者が助けられると信じているのも確かであり、議論が続いていくことは間違いのないと思います。

上限金利規制をもつほかの国での経験を見ても、たとえば、フランスとドイツには上限金利がありますが、両国では違法な貸し付けはるかに多いという別の問題がみられます。われわれはもちろん、上限金利を設定することで、はるかに多くの違法な業者が生まれるという状況を創り出したくはありません。

英国で当てはまるのが、日本やほかの国でも当てはまると思うつもりはありません。イノベティブな市場を生み出す一方で、消費者も適切な保護が受けられるという意味で、日本に一番よく当てはまる政策を考えなくてはなりません。私の報告でもう一つ言いたかったのは、英国での議論は上限金利を支持しないことになったわけですが、上限金利を設けない場合には、ほかの政策で釣り合いを取らなくてはなりません。たとえば、改革案では、不公正な関係に関する規定を通じて、消費者は過度に高い金利に対抗できるようになります。消費者はまたADRにもアクセスでき、公正取引庁は業者の適格性に関する懸念に対処できる、強化された免許制度をもつこととなります。要するに、上限金利だけが問題を解決する唯一の方法では

ないということです。上限金利は、同時に、別の問題も生み出してしまいます。英国でも上限金利を真剣に検討しましたが、これらの重要な問題を解決するにはもっと良い方法があると信じているわけです。



バランスの取れた法体系が必要、と話すベケット氏

坂野 イギリスの消費者信用法改正の議論は非常に事実に基づいており、裏付けとなる各種調査を行ない、さらに包括的な形で各方面から意見を聞いて改正を行なっている。日本の場合、消費者金融サービスの議論は情緒的であったり、事実に基づかない形で議論が行なわれているような気がします。

実際に実験なども行なったうえで、事実に基づいた議論を重ねていく、こういったことを日本の金融サービスに関する様々な議論においても見習うべきと考えます。

もたくさんいる。そうならないようにしてくださいというのが、消費者側の強い意見ではないでしょうか。

坂野 最後にベケットさん、これまでの議論および基調講演で言い残したことがございましたらお願いします。

ベケット 英国に関しては、上限金利を導入することによって、より多くの社会的に弱い人々(しばしば高金利の商品を購入せざるを得なくなってしまう)が、これまで以上に保護されることになるとは考えていません。そうはいっても、英国でも多くの関係者が、上限金利により社会的に弱い消費者が助けられると信じているのも確かであり、議論が続いていくことは間違いのないと思います。

上限金利規制をもつほかの国での経験を見ても、たとえば、フランスとドイツには上限金利がありますが、両国では違法な貸し付けはるかに多いという別の問題がみられます。われわれはもちろん、上限金利を設定することで、はるかに多くの違法な業者が生まれるという状

況を創り出したくはありません。

英国で当てはまるのが、日本やほかの国でも当てはまると思うつもりはありません。イノベティブな市場を生み出す一方で、消費者も適切な保護が受けられるという意味で、日本に一番よく当てはまる政策を考えなくてはなりません。私の報告でもう一つ言いたかったのは、英国での議論は上限金利を支持しないことになったわけですが、上限金利を設けない場合には、ほかの政策で釣り合いを取らなくてはなりません。たとえば、改革案では、不公正な関係に関する規定を通じて、消費者は過度に高い金利に対抗できるようになります。消費者はまたADRにもアクセスでき、公正取引庁は業者の適格性に関する懸念に対処できる、強化された免許制度をもつこととなります。要するに、上限金利だけが問題を解決する唯一の方法ではないということです。上限金利は、同時に、別の問題も生み出してしまいます。英国でも上限金利を真剣に検討しましたが、これらの重要な問題を解決するにはもっと良い方法があると信じているわけです。

坂野 イギリスの消費者信用法改正の議論は非常に事実に基づいており、裏付けとなる各種調査を行ない、さらに包括的な形で各方面から意見を聞いて改正を行なっている。日本の場合、消費者金融サービスの議論は情緒的であったり、事実に基づかない形で議論が行なわれているような気がします。

実際に実験なども行なったうえで、事実に基づいた議論を重ねていく、こういったことを日本の金融サービスに関する様々な議論においても見習うべきと考えます。■



①

OFT

英国における消費者信用規制の改革

～消費者保護の強化と公正かつ透明なフレームワークの創出～

早稲田大学消費者金融サービス研究所
公開シンポジウム
2005年3月16日(水)・サンケイホール

英国公正取引庁 (OFT)
デイビッド・ベケット

②

OFT

プレゼンテーションの主要点

■改革の背景

■新制度の主要点

- 免許制度
- 不公正な関係
- 裁判外紛争解決(ADR)
- 違法な貸付業者
- その他の問題

③

OFT

改革の背景

- 英国の消費者信用市場は、現行法が導入されて以来30年間でその面影もないほど変化した。
- 英国経済にとっての消費者信用の重要性は、いくら強調しても過ぎることではない。
- クレジット規制は、市場の変化に対処できるよう柔軟かつダイナミックなものでなければならないが、将来無期限に問題に対処できるようなものにするには不可能である。

④

OFT

英国市場における変化

- 1971年、英国にはクレジットカードが1つしかなかったが、現在では1,300ものクレジットカードがあり、融資残高は約500億ポンドになっている。
- 消費者の期待は劇的に変化しており、商品やサービスをより早く手に入れることを望んでいる。
- クレジットは今や一般に受け入れられた商品購入手段となっている。

⑤

OFT

クレジットの便益

- クレジットは、消費者により良い生活水準を達成するための手段を提供している。
- 賢く利用すれば、クレジットは家計状況の変動を平準化する有効な手段を提供する。
- クレジットに支えられた消費者支出は、英国経済の成長を維持していく上で重要な役割を担っている。

⑥

OFT

クレジットの問題点

- クレジットは、消費者にとって常に「正しい」選択肢とは限らないが、それでも消費者によって利用されている。
- 英国の消費者の一部は、すでに過重債務に陥っている。
- 好調なマクロ経済的要因(たとえば、低金利や低失業率)が悪化し、過重債務の水準がはるかに高くなる可能性もある。

⑦

OFT

なぜ消費者信用法を改正するのか

- 1974年消費者信用法の30年の経験から、いくつかの欠点が明らかになった。
- 英国政府による見直し、コンサルテーションおよび証拠の収集から、改革の必要性が確認された。
- 消費者信用は、規制が適切に改正されることを必要とする重要な市場である。

⑧

OFT

1974年消費者信用法の問題点

- 免許が本来あるべき有効性をもって困難に対処できるほど柔軟な用具ではなかった。
- 不当クレジットに関する規定が消費者の保護につながっていなかった。
- 問題を抱える消費者にとって、裁判外の紛争解決手段が限られていた。
- 透明性が欠如していた。

⑨

OFT

クレジット改革の目的と促進要因

- 英国クレジット市場が活力を持ち、イノベティブであり続けるようにすること。
- クレジット提供者等が、公平な競争の場で活動できるようにすること。
- 消費者が情報に基づいて、また信頼感を持って商品を選択できるようにすること。

⑩

OFT

クレジット改革の目的と促進要因

- 可能な限り、市場が消費者の需要を満たすような商品を提供できるようにしなければならない。
- 競争市場への直接的な規制介入は、望ましいことではなく、悪影響をもたらす可能性がある。
- 適切に形づけられた規制は、消費者の信頼感を高めることで、消費者信用市場を支える。

⑪

OFT

鍵となる改革

- 免許制度改革
- 不公正な関係
- 裁判外紛争解決(ADR)
- 透明性を高めること

⑫

OFT

免許制度【ビジネスのカテゴリ】

- 免許の申請者は、9つある認可可能なクレジット・ビジネスのカテゴリから、少なくとも1つを指定する必要がある。
- 既存のグループに新たに加えられたカテゴリは、「債務管理」と「信用情報サービス」である。
- OFTは、すべてのビジネス・カテゴリのなかにサブカテゴリを指定することができるようになる。

⑬

OFT

免許制度【適格性】

- 現行法は、免許申請者および免許保有者の適格性を評価する際に考慮すべき広範な要因をすでに定めている。
- 新法によって、免許保有者のスキル、知識および経験を考慮に入れて、能力の将来予測を行うことができるようになる。
- OFTは、改正された適格性テストに関する指針を発行する。

⑭

OFT

免許制度【免許の期限】

■【期限】

- 標準的な免許は、無期限で発行される。
- 必要と判断されれば、期限を定めることもできる。
- 定期的な手数料
- グループ免許一期限が定められている

⑮

OFT

免許制度【要件】

■【要件】

- OFTは、免許保有者が当該免許の下で行うビジネス活動に関する行為またはその他の側面に問題を感じた場合、免許保有者に要件を課す権限をもつことになる。
- OFTは、懸念事項に対処するために、免許保有者に対して何かを始めさせたり、やめさせたりすることを告示して要求することになる。
- OFTは指針を発行する。

⑯

OFT

免許制度【情報収集】

現在の情報収集権限はかなり弱い。
免許が付与された場合には特にそうである。

OFTは、新たな権限で以下のことができるようになる。

- 免許保有者から情報を要求する。
- 情報を獲得するために企業内に立ち入れる。

⑰

OFT

免許制度【制裁】

■【制裁を科す権限】

- 情報提供要件への違反
- 行為要件への違反
- 告示、公示、(上訴)
- 50,000ポンド以下の罰金
- OFTによる方針文書の発行

⑱

OFT

免許制度【上訴】

- 新消費者信用法の上訴審判所 (Appeals Tribunal)
- 今後、以下に関する不服申し立てが行われる。
 - 免許に関する決定
 - 要件の賦課
 - 制裁に関する決定
- 当事者は、法に基づいて裁判所に上訴することができる。

①9

OFT

不公正な関係

- 不公正な関係という新しい概念が、不当クレジットに関する規定に取って代わることになる。
- 不当クレジットに関する問題だけでなく、クレジット契約書におけるその他の不公正な側面についても対処できるようにしようとしている。
- 裁判にもとづいた手続のままである。

②0

OFT

不公正な関係

- 法案における「不公正」テストは広範に及んでいる。
- 裁判所は、一連の行為または不作為、ならびに関連すると考えられるすべての事項について検討することができるようになる。
- OFTは、企業法第8部と不公正な関係に関する規定との相互関係に関する指針を発行する。

②1

OFT

裁判外紛争解決(ADR)

- 金融オンブズマン・サービス(FOS)がADR制度を提供。
- 消費者信用に関する苦情の取扱いは、FOSによる投資およびその他の金融商品に関する苦情の取扱いと概ね一致している。
- FOSは、苦情をどうやって取り扱うのか、クレジット免許保持者に何を期待するのか、などについて詳述したルールを定めることになる。

②2

OFT

裁判外紛争解決(ADR)

- FOSは、苦情をめぐるすべての状況を考慮に入れて、契約が公正かつ妥当であるかどうかを判断することができるようになる。
- この制度は、消費者には無料のものとなる。
- 免許保有者は、会費(levy)および処理手数料(case fees)を通じてADR制度に資金を提供する。

②3

OFT

裁判外紛争解決(ADR)

- 異なるカテゴリーのクレジット活動についても、段階的に導入する。
- FOS制度は、たとえば業界団体による仲裁制度(arbitration schemes)の価値を損ねるものではない。
- ADR制度は、裁判所を利用することに対する真の代替案を提供することになる。

②4

OFT

上限金利

- 英国において今もなお議論の種となっている。
- 多くのグループが、上限金利は以下の点で消費者に利益をもたらすと考えている。
 - 搾取的な貸付に対処する。
 - 消費者保護を強化する。
 - 貧困と取り組む。
- DTI(貿易産業省)は、そうした主張について評価を行うため調査を委託した。

②5

OFT

上限金利

- 英国での調査は、以下の目的で行われた。
 - 他の国で上限金利がどのように適用されているかを評価する。
 - 上限金利がクレジット市場全般にどのような影響を及ぼしたかを評価する。
 - 上限金利が社会的により弱い消費者(たとえば、低所得者、信用履歴に傷のある者)に対するクレジットのアクセシビリティ(利用可能性)にどのような影響を及ぼしたかを検証する。
 - 上限金利がクレジットのコストにどのような影響を及ぼしたかを検証する。

②6

OFT

上限金利

- 調査によれば、上限金利を適用している国では、いくつかのタイプの商品が利用できなかった。
- 上限金利を設けると、違法な貸付業者の利用が増加した可能性がある。
- 消費者にとって金利以外のコスト負担が増加していた(たとえば、遅延損害金)。
- しかしながら、金利が上限に近づく傾向があるという証拠はなかった。

②7

OFT

上限金利

- 上限金利を導入しないという決定は、改革案全体の他の要素とのバランスをとる必要がある。特に、次の点で。
 - 不公正な関係に関する規定が不当クレジット問題をカバーする。
 - 一部のクレジット紛争に関するADR(裁判外紛争解決手続)。
 - 免許保有者に対して措置をとるOFTの権限を強化する。
 - 違法な貸付業者に対する取り組みを継続する。
 - 社会的疎外に対する一層の取り組みを行う。

②8

OFT

違法な貸付

- 違法な貸付業者は、英国市場において依然として懸念事項のままである。
- 問題の大きさを評価するのは困難である。
- 現在、英国の2つの領域でプロジェクトが進行中である。
- 専門チームが地方自治体の取引基準局(TSD)のなかで作業を進めている。

②9

OFT

違法な貸付

- プロジェクトは、問題の大きさおよび性質に関する理解を促進するよう設計されている。
- プロジェクト・チームは、調査のスキルおよび経験を有する者によって構成されている。
- プロジェクト・チームは、金融アドバイスおよび金融教育を改善するために、地域の行政機関と協力している。

③0

OFT

過重債務との取り組みと金融へのアクセスの促進

- 「過重債務との取り組み」は、英国における個人の過重債務水準に関する懸念に対処するための政府のアクションプランである。
- さらに、大蔵省は3つの鍵となる領域に焦点をあてることで、金融へのアクセス(financial inclusion)を促進しようと努めている。3つとは、銀行サービスへのアクセス、負担可能なクレジットへのアクセス、および無料の対面による金融アドバイスのアクセスである。

③1

OFT

過重債務との取り組み

- 政府は、消費者の過重債務に関する問題に対処するため、既存のプロジェクトを統合し、それを基盤にしようとしている。
- 調査が一貫して示しているのは、過重債務が現在のところ大きな問題になっていないということである。
- 失業率または金利の上昇が、深刻な債務問題を抱える消費者を大幅に増加させようという懸念がある。
- 「社会的に疎外されている者」、そして債務により彼らが直面する特有の問題に関する懸念が続いている。

③2

OFT

過重債務との取り組み【テーマ】

- プログラムは、以下の実行領域から構成される。
 - 金融に関する能力および情報
 - 負担可能なクレジットへのアクセス
 - 国民に貯蓄を促すこと
 - 生活費
 - 責任ある貸付
 - アドバイスの提供
 - 司法制度および債務
 - 政府による制度および支援

③3

OFT

過重債務との取り組み【テーマ】

- プロジェクトのなかには、社会的に疎外されている者、すなわち主流の銀行サービスやクレジット商品にアクセスするのが困難な者に対して、より大きな影響を及ぼす可能性が高いものもある。
- 他の要素は、主流の商品にアクセスできるが、過重債務に陥った可能性のある者に対して、より多くの影響を及ぼす可能性がある。

③4

OFT

透明性

- 2004年消費者信用広告(規制)
- クレジットカードのAPR(年利率)を計算するための新たな前提条件
- 契約書の書式および内容、ならびに契約前の情報の開示に関する新規制
- 早期弁済に関する新規制-(新規ローンに対する)78分法の撤廃
- オンライン締結を可能にする

③5

OFT

透明性

- 年次明細書
- 追加的な情報、たとえばミニマムペイメントしか行わないことのリスク
- 返済が延滞に陥り、債務不履行額が変更された場合の通知
- OFTの情報シート

③6

OFT

タイムテーブル

- 2004年10月以後
副次立法(secondary legislation:議会により委任されて制定される下位立法のことで、日本でいうと省令や政令に近い)の施行
- 2005年3月時点
議会で法案審議中
- 2005年4月
国王の裁可(Royal Assent):国会の両院を通過した法案に国王が同意を与える行為、この行為により承諾が与えられると、とくに施行に関する規定がないかぎり、法案はその瞬間法律となり、直ちに効力を生じる
- 2006年4月 施行

③7

OFT

英国の消費者信用における新規制制度

消費者保護の強化と
公正かつ透明なフレームワークの創出

david.beckett@oft.gsi.gov.uk

①

金融における 安定化と活性化のジレンマ

早稲田大学消費者金融サービス研究所
公開シンポジウム
2005年3月16日(水)

早稲田大学ビジネススクール教授
西村吉正

②

銀行は私企業か？

■ 銀行法第1条(目的)

1. この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、……
国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
2. この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営に
ついての自主的な努力を尊重するよう
配慮しなければならない。

③

「公共性」(インフラ)とは何か？

- 信用の維持：決済機能
- 預金者の保護：財産の保全と適度の金利
- 金融の円滑：資金供給(貸し渋りをしない)
- 社会的貢献?：寄付、公職、行儀

④

公共性(安定性)維持のための制度

- 新規参入の制限(免許制)
- 業務分野、商品、価格の規制
- 検査、行政指導、業界団体

これらは利用者のため? 事業者のため?
過度の安定性重視(護送船団方式)
活力、国際競争力の低下

⑤

活性化のための方策

■ 金融の自由化・国際化

- 1984年 日米円・ドル委員会
- 1992年 子会社方式による相互乗入れ
- 1994年 預金金利完全自由化
- 1996年 日本版ビッグバン
- 1995年~ 破綻処理、ペイオフ凍結

「手術は成功したが、患者は死んだ」?

⑥

金融機関の破綻件数

年度	91 ~94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04
銀行	1	2	1	3	5	5	0	2	0	1	0
信金	2	0	0	0	0	10	2	13	0	0	0
信組	5	4	4	14	25	29	12	41	0	0	0
計	8	6	5	17	30	44	14	56	0	1	0

⑦

金融再生プログラム(2002年10月)

- 「創造的破壊」、ハードランディング
- DCF方式:収益見込み上
成り立たない企業は退場。
「大手30社問題」
- 公的資金投入

⑧

「常態への回帰」(安定性の回復)

- ペイオフ解禁、ゼロ金利解除、定率減税廃止
- 金融行政手法の変化:予防行政から事後行政へ
- 市場原理の定着? 法的処理の一般化?

⑨

新規参入、再編成による活性化

- 外資の参入:新生銀行、シティ・コープ、AFLAC、
AIG、ゴールドマン・サックス
- 他業界からの参入:LYバンク、ソニー銀行、
トヨタ・ファイナンス
- 金融コングロマリット化:東京三菱+UFJ、
三井住友+大和証券

⑩

金融の存在意義が再び問われている

- 公共性
決済機能:コンビニ、ネット
預金者保護:低金利、カード詐欺
資金供給:直接金融、消費者金融
- 活力
何でもカネで買えるのか?
衣食足りて礼節を知る?
狩猟民族と農耕民族における金融

ワーキングペーパーのご紹介

IRCFS01-001

「消費者金融の経済的意義」

早稲田大学商学部 教授 晝間 文彦

伸長めざましい消費者金融ビジネス。消費者金融サービスが果たす経済機能を一般的な経済学の視点と消費者の行動から見る経済学から、今後、消費者金融サービスがその機能をさらに発展していくためには何が必要かを考察している。

IRCFS01-002

「米国の消費者金融サービス市場」

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

世界で最も進んでいる米国の消費者金融サービス市場において、「主な消費者金融サービスの状況」「実勢貸付金利と金利規制」などから消費者金融サービス市場を多角的にとらえ、市場がどのように機能しているかを考察している。

IRCFS01-003

「消費者金融会社の収益・費用構造」

早稲田大学商学部 助手 樋口 大輔

消費者金融会社の収益と費用の構造から経営状況を分析。上限金利の引き下げが、資金需要者や消費者金融業界に及ぼす影響について、各側面から検証している。

IRCFS01-004

「アメリカにおける個人破産に関する実証研究」

早稲田大学商学部 教授 晝間 文彦

アメリカで行われている消費者信用に関連した個人破産に関する実証的研究を概観することを目的としたレポート。本研究では破産件数が急増した時期の背景について紹介している。

IRCFS01-005

「米国サブプライム・レンダーの勃興と衰退」

東京情報大学経営情報学部 助教授 堂下 浩

90年代初頭、銀行を中心とした金融機関が収益を悪化させていき与信範囲を狭めていった。その結果融資を受けられない層が発生し、その状況を埋めるようにサブプライム・レンダーと呼ばれる新興の貸金業者が登場してきた。その軌跡を追いながら、日本の市場への示唆を与えている。

IRCFS01-006

「個人情報とプライバシー保護」

東京富士大学 教授 小林 麻理

情報通信技術が急速に発展する現代における「プライバシーの権利」とは何であるのかを検討。これからの時代の個人情報保護対策について、どのような考えに基づくべきかをアメリカとEUの実態を検証しながら提言している。

IRCFS01-007

「消費者の主観的割引率について—アンケート調査結果から—」

早稲田大学商学部 教授 晝間 文彦

アメリカでの先行研究と著者が独自に行ったアンケートをもとに、消費者の「主観的金利感覚（主観的割引率）」について紹介し、消費者信用との関連性を考察。金利感覚や消費者信用を利用する際の行動の特徴を知ることができる。

IRCFS01-008

「韓国における消費者信用産業—ノンバンクを中心に—」

財務総合政策研究所 客員研究員 朴 祥祚

韓国における消費者信用産業の体系、および主要業態とそれに対する行政の実態を紹介。さらに、消費者金融市場における競争実態について論じ、韓国の消費者信用産業の今後の見通しを予測している。

IRCFS01-009

「アメリカとイギリスの消費者教育—定義、歴史的な発展と金融サービス—」

福山女学園大学文化情報学部 教授 武長 脩行

わが国よりも先行しているアメリカとイギリスの消費者教育の現状を紹介し、消費者金融サービスとの関連性を考察している。また欧米の現状に対して、日本の消費者教育の在り方について示唆を与えている。

IRCFS01-010

「個人信用情報の経済的価値—米国における先行研究のレビュー—」

敬愛大学経済学部 専任講師 藤原 七重

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

消費者金融サービスにおける個人信用情報の経済的価値について、これまでの先行研究、特に米国で行われた研究をレビューすることによって検討。さらに、研究から得られた成果を総括し、わが国の個人信用情報の経済的価値について考察している。

IRCFS02-001

「個人信用情報の経済的価値—テラネットのケース—」

早稲田大学商学部 教授 晝間 文彦

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

早稲田大学商学部 助手 樋口 大輔

本研究では、消費者信用市場における個人信用情報の有用性と経済価値を実証。テラネットの個人信用情報を利用することが、消費者向け貸付を行う業者の与信精度の向上にどれだけ寄与するのかをデータを元に検証している。

IRCFS02-002

「消費者金融業の産業組織論的分析—規模の経済性の観点から—」

早稲田大学商学部 助手 樋口 大輔

規模の経済性に関する既存研究では、これまで対象とされたことのない消費者金融業に焦点をあてて規模の経済性の実証を試みている。さらに、規模の経済性の観点から、消費者金融業の産業構造、特に大手業者と中小業者の共存問題を検討している。

IRCFS02-003

「フランスにおける消費者金融の実態」

早稲田大学商学部 教授 原 輝史

予備的考察として、フランスでの消費者金融の実態を概観し、消費者保護の立場を中心として成立した諸立法について紹介する。

ワーキングペーパーのご紹介

IRCFS02-004

「個人情報情報の処理に関する同意文言の法的意義」

尚美学園大学総合政策学部 専任講師 舟橋 哲

消費者信用市場にとって不可欠な社会的インフラである個人情報。本稿においては、個人情報処理一般における同意取得原則の意義について検討した後、個人情報情報の問題に特有の諸事情を考察し、その処理における同意の意義について検討を加える。

IRCFS02-005

「消費者信用市場における上限金利規制の影響 —米国における先行研究のサーベイ—」

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

敬愛大学経済学部 専任講師 藤原 七重

消費者信用市場における上限金利規制の影響について、消費者保護の観点から、米国の先行研究に基づいて検証している。

IRCFS02-006

「消費者による消費者ローン商品の選択 —リレーションシップ・マーケティングの視点から—」

静岡大学人文学部 専任講師 富田 健司

消費者がいかなる基準で消費者ローン商品を選択し、顧客満足度を高め、消費者信用会社との信頼関係を築き、継続取引意図を持つに至るかについて、仮説モデルを作り、アンケート調査に基づき分析している。

IRCFS02-007

「消費者金融市場における上限金利規制の影響 —日本のデータによる分析結果—」

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

2000年6月の出資法上限金利引下げを、前後の各種データを基に、日本の消費者金融サービス市場への影響について経済学的に分析を行う。また、価格(貸付金利)に対する影響、上限金利規制がもたらす副作用(弊害)について実証的に分析している。

IRCFS02-008

「クレジット債権流動化の仕組みとモデル」

白鷗大学経営学部 教授 市川 千秋

複雑なクレジット債権流動化の仕組みを簡素化してとらえた理論モデルに基づいたシミュレーションにより、クレジット債権流動化の意味を考察している。

IRCFS02-009

「韓国の消費者信用業の状況と日本の金融会社などの韓国進出に関する動向 —日本の消費者金融会社とクレジット会社を中心に—」

財務総合政策研究所 客員研究員 朴 祥祚

韓国の消費者金融市場の規模と発展の状況を紹介します。日本と韓国の消費者信用市場の成長を予測。また日本の消費者金融業界の韓国進出の意味と、韓国側の受け止め方について、アンケート調査を基に分析している。

IRCFS03-001

「アメリカにおけるクレジット・カウンセリング事業の現状と問題点 —日本へのインプリケーション—」

早稲田大学商学部 教授 書間 文彦

米国のカウンセリング事情を視察し、米国におけるクレジット・カウンセリング事業の現状と問題点を、日本に対する示唆という観点からまとめている。

IRCFS03-002

「上限金利引き下げの影響に関する考察」

東京情報大学経営情報学部 助教授 堂下 浩

2000年の出資法改正による、上限金利の引き下げの影響を検証するとともに、上限金利の25%台への引き下げが実施された場合の影響を分析している。

IRCFS03-003

「ヨーロッパの消費者信用市場」

上智大学経済学部 助教授 竹之内 秀行

早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程 稲村 雄大

フランス・ドイツ及びイギリスを中心としたヨーロッパ各国の信用市場規模・特徴の違いを取り上げ、日本・米国と比較することによって、その特質を分析している。

IRCFS04-001

「ロシアの銀行セクターと個人向けローンビジネス」

高崎経済大学 助教授 今井 雅和

ロシアの銀行セクターの現状と課題を整理し、個人向けローンビジネスの進展について議論することにより、ロシアのビジネス環境の進化を占う。

IRCFS04-002

「消費者金融顧客の自己破産 —その特徴と原因—」

早稲田大学大学院商学研究科 樋口 大輔

早稲田大学商学部 教授 坂野 友昭

消費者金融会社の顧客をサンプルとし、日本における自己破産者の特徴と自己破産の主要な原因を中心に分析を行い、その結果をもとに自己破産の特徴と原因の実証的資料を提供する。

IRCFS04-003

Consumer Credit, Impulse Buying and Bankruptcy Law -Time Pressure and Cognitive Model-

Fimihiko Hiruma School of Commerce, Waseda University

「プロスペクト理論」による衝動買い効用関数と、認知的不協和と将来の破綻確率に関する返済余裕時間の双曲割引関数を取り入れた効用費用関数からなる最大化問題をもとに比較静学分析を行い、破産厳罰主義が逆に破産の可能性を高めることを論じている。

IRCFS05-001

「リース業界における競合力分析アンケート —金融市場への参入パターンと知識移転に関する調査—」

テンプル大学経営大学院ワシユバーン・チェアー 教授 小田部 正明

東京情報大学総合情報学部 助教授 堂下 浩

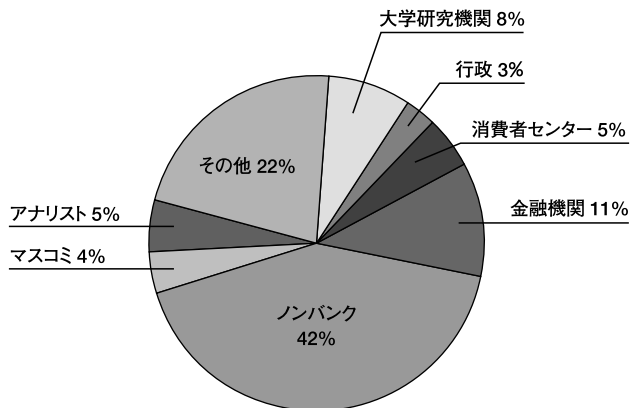
米国の成功事例を参考にし、「日本のリース市場にも新たな競合状況が生まれ、リース会社は従来と異なる戦略が必要になる」という仮説をたて、アンケート調査をもとに検証する。

※ワーキングペーパーの全文は早稲田大学消費者金融サービス研究所のホームページ<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/>よりダウンロードできます。

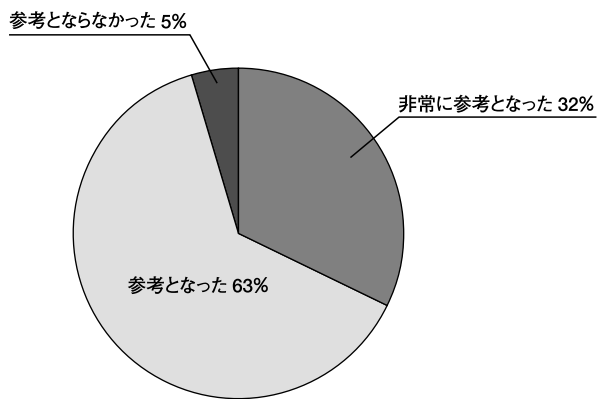
アンケート集計結果

これからの調査・研究または、公開シンポジウムを検討するにあたっての参考意見とするため、以下の通りアンケート調査を行いました。

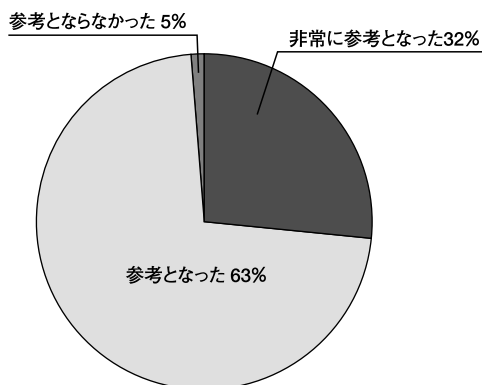
◆アンケート回答者



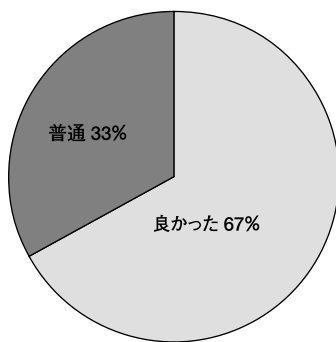
◆基調講演の感想



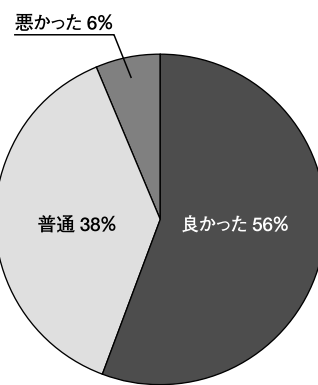
◆シンポジウムの感想



◆パネラーの人選の感想



◆進行についての感想

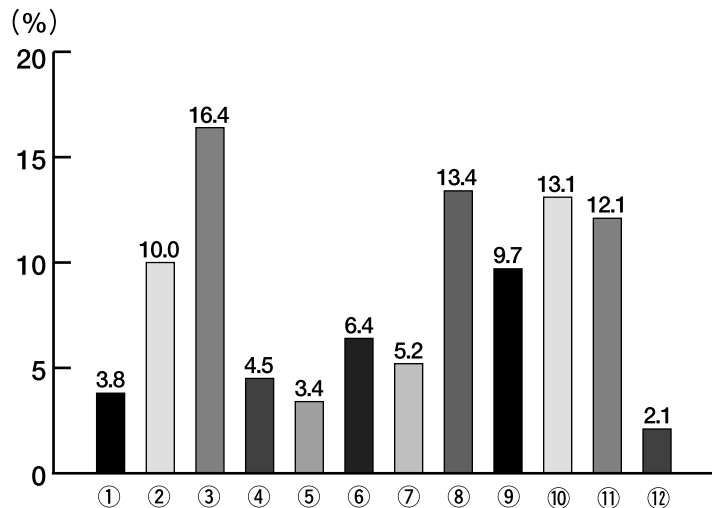


※合計を100%で表示。

【ご参考】事前アンケート集計結果

Q: 消費者の保護・利便性の最大化をめざし、公正、透明かつ競争的な市場フレームワークを確立するためには、どのようなテーマを検討することが重要だと思いますか？(複数回答)

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 登録制度 | ② 各種行為規制 |
| ③ 上限金利の在り方 | ④ オンライン契約 |
| ⑤ CSR | ⑥ 多重債務の相談・救済 |
| ⑦ ADR(裁判外紛争解決) | ⑧ 違法業者の取締 |
| ⑨ 個人信用情報機関の在り方 | ⑩ 個人情報保護について |
| ⑪ 消費者教育(金銭教育) | ⑫ その他 |





《問い合わせ先》

早稲田大学消費者金融サービス研究所 リエゾン・オフィス
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町518番地 司ビル5F
TEL.03(5292)5126 FAX.03(5292)5136

URL:<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/>
e-mail:ircfs@kurenai.waseda.jp